

出雲市小規模特認校に係る基本方針について

1. 基本方針について

小規模校ならではの特徴やメリットを生かした教育によって、本市における教育の更なる活性化を目的とし、小規模校へ、市内どこの校区からでも通学することができる特認校制度（いわゆる「小規模特認校制度」）の導入に向けて、出雲市教育委員会としての基本方針を策定します。

「小規模特認校制度」

校区を前提としながらも、小規模な学校を「特認校」として指定し、その特認校には校区に関係なく出雲市内全域から、希望により就学できる制度のこと。

2. 検討経緯と予定

令和 7 年 1 0 月 2 8 日	教育委員会定例会
令和 7 年 1 1 月 1 0 日	教育政策審議会へ審議依頼
	教育政策審議会で審議
1 2 月 1 6 日	教育政策審議会で審議
令和 8 年 1 月 2 6 日	教育政策審議会で審議
令和 8 年 1 月 2 5 日	教育委員会に報告
2 月 1 9 日	教育政策審議会から回答
2 月 2 4 日	教育委員会に報告
令和 8 年 3 月	市議会に報告(常任委員会・全員協議会)
令和 8 年 3 月下旬	出雲市小規模特認校に係る基本方針 策定
令和 8 年度	対象校に対して制度説明

3. 基本方針の内容

(1) 小規模特認校の基準

項目	学校種別	基準
学級数	小学校	通常学級が 6 学級未満 (5 年以内に 6 学級未満になることが見込まれる)
	中学校	通常学級が 1 学年 1 学級 (5 年以内に 1 学年 1 学級になることが見込まれる)
児童・生徒数	小学校	1 2 0 人以下 (5 年以内に 1 2 0 人以下になることが見込まれる)
	中学校	6 0 人以下 (5 年以内に 6 0 人以下になることが見込まれる)

項目	学校種別	基準
特色ある教育活動	小学校 中学校	必須
地元合意	小学校 中学校	必須
募集定員	小学校 中学校	1 学年 20 人から在籍数（在籍見込数）を減じた人数以内

注記 義務教育学校を設置した場合の取扱い（学級数、児童・生徒数）

小学校又は中学校とみなした場合にいずれかの基準又は両方の基準を満たしたときは、義務教育学校が基準を満たすものとして取り扱う。

（２）制度を利用する児童・生徒の基準

項目	学校種別	基準
居住地 （住所）	小学校 中学校	保護者及び児童・生徒が、出雲市に居住（住所） （小規模特認校制度導入学校校区の児童・生徒は、他の小規模特認校への就学は不可）
通学	小学校 中学校	保護者の責任において、安全な交通手段等による
対象学年	小学校 中学校	全学年 （在籍数あるいは在籍見込数が 20 人を超える学年については、対象学年としない。）
教育上特別な配慮が必要な児童・生徒	小学校 中学校	教育委員会が受入体制の構築に最大限努めたうえで、可否を決定
保護者の学校の教育活動等への参画	小学校 中学校	積極的に参加・協力
就学時期	小学校 中学校	毎年 4 月 1 日
就学期間	小学校 中学校	卒業まで就学
中学校への進学	小学校	在学する小規模特認校である小学校校区の中学校へも進学可能

4. 5 年以内に基準を満たし、小規模特認校の対象となりうる学校

- (1) 小学校 上津小学校、みなみ小学校、稗原小学校、伊野小学校、須佐小学校
- (2) 中学校 南中学校、佐田中学校